

## 鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱の運用基準

### 1．入札参加資格停止の期間の始期（第2条）

有資格業者（入札参加資格停止の期間中のものも含む）が別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該入札参加資格停止の期間の始期は、予算執行上重大な支障を及ぼすと認められる場合を除き、その措置を決定したときとすること。

また、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、別件により再度入札参加資格停止を行う場合の始期は、再度入札参加資格停止の措置を決定したときとする。この場合、入札参加資格停止の通知をするときには別途行うものとする。

### 2．下請負人又は共同企業体に関する入札参加資格停止の運用（第3条）

（1）下請負人又は共同企業体の構成員に入札参加資格停止を併せ行うときの措置期間は、元請負人又は共同企業体の措置期間の範囲内とする。

（2）第3項の規定に基づく共同企業体の入札参加資格停止は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく入札参加資格停止については、第4条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

### 3．短期加重措置の運用について（第4条第2項）

（1）有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の入札参加資格停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。

（2）下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の入札参加資格停止の期間を超えてその入札参加資格停止の期間を定めることができるものとする。

### 4．別表第3号関係

「契約違反」とは、監督職員の指示に従わず、必要な報告等を怠り、検査業務を阻害するなどのほか、工事の契約の相手方として不相当と認められる場合をいう。

### 5．事故の場合（別表第4号及び第5号関係）

（1）市発注工事及び一般工事のいずれの工事においても、次の場合は原則として入札参加資格停止を行わないものとする。

イ 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

ロ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に、第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

（2）市発注工事及び一般工事のいずれの工事においても、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてイの場合とする。ただし、ロによることが適当である場合には、

これによることができる。

- イ 警察署及び労働局等による当該工事の現場代理人等の逮捕、送検等が行われたことを知った場合
  - ロ 新聞報道、公表された工事事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての請負人の責任が明白であることが判断できる場合
- (3) 市工事で負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるときの判断基準はおおむね次に掲げるところによる。なお、二のイに該当する場合は入札参加資格停止の措置を行うことができる。
- イ 200万円以上の損害を生じたとき
  - ロ 全治60日以上 of 傷病者を生じたとき

#### 6. 別表第6号関係

「代表権を有すると認めるべき肩書き」とは、専務取締役以上の肩書きをいうものとする。

#### 7. 別表第7号関係

- (1) 独占禁止法第3条に違反した場合は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに入札参加資格停止の措置を行うものとする。
  - イ 排除措置命令
  - ロ 課徴金納付命令
  - ハ 刑事告発
  - ニ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反容疑による逮捕
- (2) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに入札参加資格停止の措置を行うものとする。
- (3) 同条(1)及び(2)の適用については、改正前の独占禁止法が適用されるときは、従前の例による。
- (4) 別表第7号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第7号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第4条第3項の規定を適用するものとする。
- (5) 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものとする。

#### 8. 別表第9号関係

「建設業法違反」とは建設業法の規定に違反し、監督処分(他の法令違反での監督処分は除く。)を受けた場合をいう。ただし、指示処分等の軽微なものと判断されるものを除く。

#### 9. 別表第10号関係

- (1) 業務とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものである。
- (2) 業務に関する不正又は不誠実な行為とは、原則として次の場合をいうものとする。

- イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関する法令違反の容疑により逮捕、書類送検、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- ロ イに掲げる場合のほか、業務に関して、法令違反等があった場合
- ハ 市発注工事に関して、落札決定後辞退するなど著しく信頼関係を損なう行為があった場合
- ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく行政処分を受けた場合